

# 猿沢地区振興会規約

## [目的]

第1条 この会は、猿沢地区（一関市大東町猿沢の区域をいう。以下同じ。）における産業の振興、生活環境、公共施設等の整備計画を住民参加の基に推進することにより、猿沢地区の住民生活の一層の充実を図ることを目的とする。

## [名称]

第2条 この会の名称は、猿沢地区振興会（以下、「振興会」という）とする。

## [事務所]

第3条 振興会の事務所は、一関市大東町猿沢字板倉 57 番地 1 に置く。

## [事業]

第4条 振興会は、目的遂行のため次の事業に取り組むものとする。

- (1) 猿沢地区協働のまちづくりの推進
- (2) 医療、福祉、文教施設等の環境整備事業の推進
- (3) 地域課題の解決に向けての協議及び事業の推進
- (4) その他必要な事項

## [会員]

第5条 振興会の会員は、猿沢地区に在住するすべての住民及び振興会の目的に賛同する個人及び団体とする。

## [代議員]

第6条 振興会に次の代議員を置き代議員は総会の構成員となる。

1. 別表第1に規定する猿沢地区の自治会の代表 39名
2. 猿沢地区行政区長会の代表 1名
3. 猿沢地区自治会等連絡協議会の代表 1名
4. 猿沢婦人会の代表 1名
5. 猿沢地区老人クラブ連合会の代表 1名
6. 猿沢地区老人福祉施設の代表 1名
7. 猿沢地区福祉活動推進協議会の代表 1名
8. 猿沢体育協会の代表 1名
9. 猿沢スポーツ少年団父母の会の代表 1名
10. 猿沢保育園父母の会の代表 1名
11. 猿沢小学校 PTA の代表 1名
12. 一関市民生児童委員の代表 1名
13. 東磐井交通安全協会猿沢分会の代表 1名
14. 一関市消防団大東地域第4分団の代表 1名
15. 猿沢史談会の代表 1名
16. 神楽保存会の代表 1名
17. 中山間猿沢集落協議会の代表 1名
18. 猿沢地区芸術文化協会の代表 1名
19. 猿沢生産森林組合の代表 1名
20. 猿沢地区農家組合の代表 1名
21. 猿沢地区広域運営委員会の代表 1名
22. ライオンズクラブの代表 1名

合計 60名

[役員]

第7条 振興会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長2名、別表第2に規定する理事23名以内及び監事2名とする。
- (2) 会長、副会長、理事、監事は、総会において選出するものとする。
- (3) 会長は、理事会に諮り、若干名の顧問を委嘱することができる。
- (4) 会員資格を失った場合は、本会役員の職を失うものとする。但し、後任役員就任まではその職務を行うものとする。

[役員の仕事]

第8条 会長は、振興会を代表し、理事会の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、会長、副会長とともに理事会を組織し、事業の推進にあたるものとする。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 5 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

[任期]

第9条 役員・顧問の任期は、いずれも2年とする。但し、欠員により就任した場合は、前任者の残任期間とする。

[事務局]

第10条 振興会に事務局を置く。

- 2 会長は、事務局長及び書記を任命する。
- 3 書記に常勤の職員をおくことができる。
- 4 組織、内部管理に関して必要な事項は、理事会に諮り別に定める。
- 5 事務局長及び書記は、事務を処理する。

[会議]

第11条 振興会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会において選任する。
- 4 会議は、構成員の過半数以上の出席で成立し、出席者の過半数以上の賛成で決し、可否同数の場合は議長が決する。
- 5 次の事項は総会の議決を経なければならない。
  - (1) 規約の変更
  - (2) 毎事業年度の事業計画及び収支予算
  - (3) 毎事業年度の事業報告及び収支決算
  - (4) その他特に重要な事項

[経費]

第12条 振興会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金等をもって充てる。

- 2 会費の額及び納入期限は、総会において決定する。

[会計年度]

第13条 振興会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。但し、初年度は設立日から翌年の3月31日までとする。

[補則]

第14条 この規約に定める以外に必要な事項は、総会に諮り会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成9年1月28日から施行する。
  - 改正 平成10年4月8日
  - 改正 平成18年4月26日
  - 改正 平成20年4月30日
  - 改正 平成24年4月28日
  - 改正 平成27年4月1日
  - 改正 平成28年4月1日
  - 改正 平成29年5月12日
- 2 この規約の改正後最初に選任される役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

別表第1

猿沢地区の自治会の代表構成員の内訳（行政区単位）

自治会名	構成員数	備考
第1区自治会	3名	第1区
中央自治会	6名	第2区3名、第3区3名
峠自治会	6名	第4区3名、第5区3名
寒七自治会	3名	第6区
新渡戸振興会	6名	第7区3名、第8区3名
大畑自治会	3名	第9区
台ヶ丘自治会	3名	第10区
下猿沢自治会	3名	第11区
清水川自治会	3名	第12区
長沢自治会	3名	第13区
	計39名	

別表第2

理事23名以内の内訳

構成団体	理事数
猿沢地区の自治会の代表	13名
猿沢地区行政区長会の代表	1名
猿沢地区自治会等連絡協議会の代表	1名
猿沢婦人会の代表	1名
猿沢地区老人クラブ連合会の代表	1名
猿沢福祉活動推進協議会の代表	1名
猿沢体育協会の代表	1名
猿沢小学校PTA・保育園父母の会の代表	1名
猿沢地区芸術文化協会の代表	1名
猿沢生産森林組合の代表	1名
猿沢地区農家組合の代表	1名
	計23名

顧問

猿沢地区在住市議会議員

猿沢地区在住農業委員の代表

一関東部土地改良区猿沢地区在住役員の代表

いわて平泉農協猿沢地区在住役員（理事、監事）